



島根県報

平成25年9月17日（火）

第2,530号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|--------------------------------------|----------|---|
| 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定 | （高齢者福祉課） | 2 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 | （障がい福祉課） | 2 |
| 自立支援医療機関の指定 | | |
| 地方卸売市場の開設の許可及び地方卸売市場における卸売業務の許可 | （水産課） | 2 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定 | （砂防課） | 2 |

【選管公表】

| | | |
|---|--|---|
| 平成24年12月16日執行衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表 | | 3 |
|---|--|---|

告 示**島根県告示第636号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成25年 9月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者の名称 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|-----------|---------|--------------|------------------|-------------|
| 医療法人 かんど会 | 居宅介護支援 | 居宅介護支援事業所かんど | 出雲市西新町二丁目2457番地7 | 平成25年 9月15日 |

島根県告示第637号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成25年 9月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 指定自立支援医療機関 | | 自立支援医療の種類 | 指定年月日 |
|--------------------|--------------|-----------|-------------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| 在宅療養支援診療所 ほっとクリニック | 出雲市今市町804-6 | 精神通院医療 | 平成25年 9月 1日 |
| 社団医療法人 ホームクリニック暖 | 出雲市白枝町1035-4 | 精神通院医療 | 平成25年 9月 1日 |

島根県告示第638号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条及び第58条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場の開設の許可及び地方卸売市場における卸売業務の許可をしたので、島根県卸売市場条例（昭和46年島根県条例第43号）第23条第1号の規定により告示する。

平成25年 9月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 地方卸売市場開設許可

| 許可番号 | 許可年月日 | 卸売市場の名称 | 卸売市場の所在地 | 開設者の住所 | 開設者の氏名又は名称 |
|----------|-------------|-------------------|-----------------|---------------|---------------|
| 指令水第414号 | 平成25年 8月26日 | J Fしまね大田水産物地方卸売市場 | 大田市静間町字和江1642地先 | 松江市御手船場町575番地 | 漁業協同組合 J Fしまね |

2 地方卸売市場卸売業務許可

| 許可番号 | 許可年月日 | 卸売市場の名称 | 卸売市場の所在地 | 卸売業者の住所 | 卸売業者の氏名又は名称 | 取扱品目の部類 |
|----------|-------------|-------------------|-----------------|---------------|---------------|---------|
| 指令水第416号 | 平成25年 8月26日 | J Fしまね大田水産物地方卸売市場 | 大田市静間町字和江1642地先 | 松江市御手船場町575番地 | 漁業協同組合 J Fしまね | 水産物部 |

島根県告示第639号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年 9月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

栄町（追加）

2 土地の表示

昭和59年島根県告示第433号（以下「告示」という。）で指定した標柱1号と告示で指定した標柱2号を結んだ線、告示で指定した標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱22号を結んだ線、標柱22号から標柱48号までを順次に結んだ線及び標柱48号と告示で指定した標柱2号を結んだ線により囲まれた区域

| 所 在 及 び 地 番 | 標 柱 番 号 |
|-------------|------------|
| 益田市栄町口593番2 | 22号及び23号 |
| 〃 口593番1 | 24号から28号まで |
| 〃 口76番1 | 29号及び30号 |
| 〃 口75番1 | 31号 |
| 〃 口77番 | 32号 |
| 〃 口78番 | 33号 |
| 〃 口78番内1 | 34号から36号まで |
| 〃 口79番2 | 37号から40号まで |
| 〃 口79番1 | 41号 |
| 〃 口80番2 | 42号 |
| 〃 口596番1 | 43号 |
| 〃 口595番1 | 44号 |
| 〃 口593番1 | 45号から48号まで |

選 挙 管 理 委 員 会 公 表

島根県選挙管理委員会公表第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成25年 9月17日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

